利用料（無償化分）の請求について ～幼稚園型一時預かり事業を利用される方へ～

令和元年１０月から幼児教育・保育サービスが無償化となり、お子様が在園する認定こども園・幼稚園で利用した「幼稚園型一時預かり事業（預かり保育）」の利用料の一部が無償化となります。（※ただし、市から認定を受けた児童に限ります。）利用した際には、<u>施設に一旦利用料を支払い、</u>後日、園を通じて市へ請求し、給付を受けてください。

認定通知書

幼稚園型一時預かりを利用
＋
利用料を一旦園に支払います。

請求書を園に提出

園に支払った利用料のうち、無償化対象費用が保護者に支払われます。

１　請求の手続き

（１）請求書の記入

請求書作成のため、次の３つの書類をご準備ください。

① 施設等利用費等請求書（様式第２号）
② 施設等利用給付認定通知書
③ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書　※今回請求する月分のみ

①請求書の各欄に、「②施設等利用給付認定通知書」と「③領収証兼提供証明書」から該当箇所を転記してください。（※詳細は下図を参照）

その他、記入例を参考に請求書を作成していただきますが、請求保護者名は、「②施設等利用給付認定通知書」に記載された保護者名を必ず記入してください。

【② 施設等利用給付認定通知書】

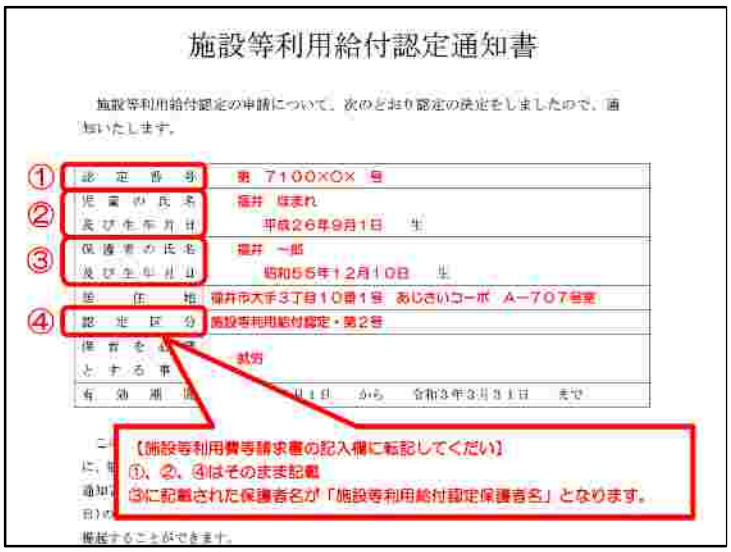

【③ 領収証兼提供証明書】

【参考：無償化対象額の考え方】

ア）国無償化上限月額　**１１,３００円**（施設等利用給付認定第３号児は**１６,３００円**）
イ）利用日数による月上限額　**４５０円×月利用日数**
ウ）保護者が**実際に支払った月利用料**（給食費や行事参加費などを除く基本利用料のみ対象）

（手順１）ア）とイ）を比較し、低い方の金額が月上限額として確定
（手順２）手順１で確定した月上限額とウ）を比較し、**低い方の金額が無償化対象額です**。
※無償化対象額の算定は月単位で行なう必要があり、利用状況によって金額が変わります。

（2）必要書類の提出

請求書の記載内容に誤りがないか確認後、下記の必要書類をセットで園に提出してください。
（※園が設定する提出期限内に必ず提出してください。）

① 「施設等利用費等請求書」＋「領収証兼提供証明書（提供証明書（内訳））」

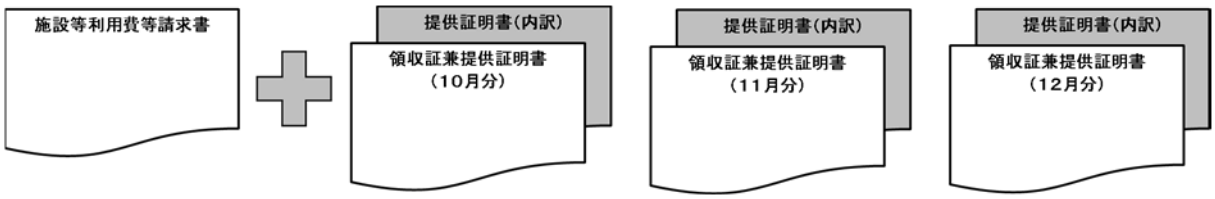

（注）添付書類の「領収証兼提供証明書（提供証明書（内訳））」は原本の添付が必要です。

② 無償化費用の振込先口座が確認できる通帳の写し

初めて無償化費用の請求を行う場合や、前回請求時の振込先口座を変更する場合には、
口座名義人と**口座番号**が確認できる**通帳の写し**を必ず添付してください。

2　無償化費用請求の年間スケジュール

幼稚園型一時預かり事業の無償化費用の請求は、年４回、下図のスケジュールで実施します。

利用月	10月～12月			1月～3月			4月～6月			7月～9月			
請求月				1月			4月			7月			10月
振込予定月					2月			5月			8月			11月

請求書は、各園が指定する日までに提出が必要ですが、領収証の発行が請求書提出期限に間に合わない場合は、次回の請求機会で請求することが可能です。

（例）１２月分領収証の発行が翌１月の月末であって、１月請求書提出期限である１月１５日に間に合わない場合　→　１０月・１１月分を１月に請求し、１２月分は次回４月に請求

3　認定内容に変更があった場合

施設等利用給付認定通知書に記載された内容に変更がある場合は、すみやかに園を通じて市に届け出てください。変更の手続きが遅れると、請求が間に合わず、支払いが次回請求時になる可能性がありますので、ご注意ください。

問合せ先　福井市こども保育課
〒９１０－８５１１　福井市大手３丁目１０番１号
ＴＥＬ：０７７６－２０－５２７０
ＦＡＸ：０７７６－２０－５４９０